

Sapporo Engineer Base 賛同企業等規約

第1条（目的）

本規約は、札幌市が実施する「エンジニアが集まり、成長し、活躍する都市さっぽろ」の実現に向けた、エンジニアの育成や活動を活性化する施策の実施及び集積・成長のための環境づくりを行う Sapporo Engineer Base（以下「Sapporo Engineer Base」という。）の取組に賛同する企業、団体、学校等（以下「企業等」という。）の登録に関して必要な事項を定めるものです。

第2条（登録された企業の呼称）

本規約により登録された企業の呼称は、SEB 賛同企業等といたします。

第3条（登録の要件）

SEB 賛同企業等は、原則として以下の（１）～（４）の条件を全て満たしているものを対象とします。

（１）以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・ 本社又は支社等の拠点が札幌市内にある企業等であること
- ・ 札幌市内に居住する従業員（エンジニア又はこれに準ずる職種の者で、リモートワーク等で勤務する者を含む。）を雇用する企業等であること。
- ・ 企業等主催又は共催のイベント札幌市内で複数回、継続して開催している企業等であること。

（２）以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・ 札幌市内でエンジニア職種の採用活動を行っている、又は半年以内に行う予定があること。
- ・ 札幌市内のエンジニア（就職希望者を含む）に向けた就職・転職支援又は成長支援の取組を行っていること。

（３）以下のうちいずれかの施策実施を予定していること

- ・ 自社の会議室等のスペースのエンジニアコミュニティ活動に対する無償提供や、コミュニティイベント等への参加支援等、エンジニアコミュニティ支援の取組
- ・ エンジニアのスキルアップのための研修制度や補助制度等、成長に繋がる取組
- ・ エンジニアが交流できるイベントの定期開催や交流イベントへの社として参加等、交流促進に繋がる取組
- ・ その他 Sapporo Engineer Base の趣旨に沿った活動と認められる取組

（４）以下のいずれにも該当すること

・札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

・法令又は公序良俗に反している事業、活動を行うなどにより、札幌市が SEB 賛同企業等に登録することが不相当と認める事業者でないこと

第 4 条（事務局の設置及び登録の手続き）

登録を受けようとする企業等は、Sapporo Engineer Base 公式ウェブサイト（<https://sapporo-engineer-base.dev>）上の登録申請フォームより申請をしてください。申請後事務局が第 3 条の要件を満たしていることを確認し、問題なければ登録完了後事務局よりメールにて通知いたします。

第 5 条（登録の処理）

前条により登録された企業について、SEB 賛同企業等として SEB 賛同企業等のロゴ及び企業等概要を掲載します。

2 SEB 賛同企業等の求人情報（エンジニア職及びエンジニアの活動を支援する職に限る）を Sapporo Engineer Base 公式 WEB サイト内に掲載いたします。

3 企業等は前条の登録通知を受けましたら直ちに、登録の事実を組織内のエンジニア等に周知いただきますようお願いいたします。

第 6 条（登録の変更及び取消）

SEB 賛同企業等は、第 3 条に定める要件を満たせなくなった場合は速やかに事務局あてにその旨の連絡をお願いします。

2 要件を満たしている SEB 賛同企業等であっても、登録後事業活動が SEB の趣旨にそぐわないものと判断した場合に、登録を削除する場合があります。

第 7 条（登録された企業等の協力）

札幌市又は事務局は、賛同企業等が実施する取組内容の状況確認や、紹介等を目的として取材等を実施する場合がありますので可能な範囲でご協力をお願いします。

2 札幌市又は事務局からエンジニア向けの取組実施に当たり、ご協力を依頼する場合がございます。可能な範囲でご協力をお願いします。

第 8 条（事故・苦情などの処理）

SEB 賛同企業等が、SEB 賛同企業等である旨を告知した施策、活動等に関して、又はその過程において、事故、苦情等が発生した場合は、自己の責任において対応し、解決してください。札幌市及び事務局は、起因する自己又は他人の損害、損失、第三者との紛争等について、一切関知せず、一切責任を負いません。

第9条（規約との改訂）

本規約は、今後必要に応じて、事前の通知なく改訂される場合があります。

2 改訂後の規約は、Sapporo Engineer Base 公式ウェブサイトで閲覧可能となった時点から有効に適用されるものとします。

附則

この規約は、令和6年1月 日から施行します。